

## 協議第6号

### 意見調整組織について

次の調整結果について協議を求める。

平成23年12月22日提出

神奈川県西部消防広域化協議会  
会長 加藤 憲一

調 整 結 果	<ol style="list-style-type: none"><li>1 意見調整組織の名称は、「（仮称）神奈川県西部広域消防運営協議会（以下、協議会という。）」とする。</li><li>2 協議会は、各市町の長及び議会議員代表者で構成する。</li><li>3 協議会は、広域消防の運営を含む消防行政全般に係る情報提供及び意見交換を行う。</li><li>4 協議会の運営に係る事項は、設置時に定める。</li></ol>
---------	---

（調整理由）

- 1 名称について
  - ・ 2市6町全体がイメージできる名称を採用することが適当。
- 2 構成について
  - ・ 開かれた透明性の高い組織体制を確立するため、各市町の長及び議会議員の代表者（若干名）で構成することが適当。
- 3 会議内容について
  - ・ 各市町の意見やニーズを的確に把握し、今後の消防行政に反映するため、消防本部からの情報提供及び事業説明、並びに消防行政の運営に係る意見交換等を行うことが望ましい。

## （協議第6号 意見調整組織について）関係資料

### 意見調整組織（案）

消防行政運営の基本は、地域住民の生命と財産をあらゆる災害から守ることであり、また、住民に信頼される、開かれた透明性の高い組織体制を確立することであることから、（仮称）神奈川県西部広域消防運営協議会を通して各市町の意見やニーズを的確に把握し、今後の消防行政に反映していく必要がある。

#### 1 名称

（仮称）神奈川県西部広域消防運営協議会

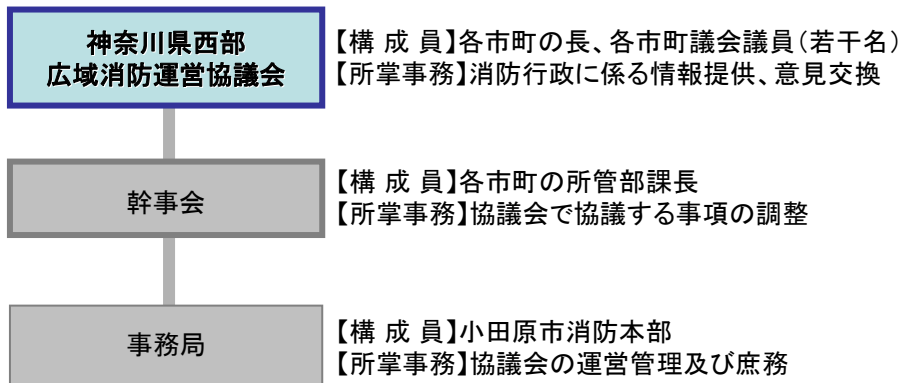
#### 2 目的

各市町の消防行政に対するニーズを的確に把握し、広域化後の円滑な消防行政の運営を図ることを目的として、（仮称）神奈川県西部広域消防運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### 3 内容

- (1) 消防行政に係る情報提供
- (2) 消防行政に係る意見交換
- (3) その他、消防行政の推進に関すること

#### 4 組織



#### 5 会議開催時期

原則として、10月、3月の年2回開催とするが、各市町より会議開催の発意があった場合は、随時開催するものとする。